佐賀県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年法律第57号)第7条第1項の規定により平成27年佐賀県告示第251号で指 定した次の土砂災害警戒区域については同条第6項の規定によりこれを解除し、 同法第9条第1項の規定により同告示で指定した次の土砂災害特別警戒区域に ついては同条第8項の規定によりこれを解除する。

令和7年11月14日

	佐賀県知事	Д Г	1 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因と 対現 の種類	土砂災害警戒区域 及び土砂災害等域の 整戒区域の と地域の を を を を は を を は と を は と は と は と は と は と
伊万里 市大川 内町	市村 2-2 (205 I -082_2)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び伊万里 土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)